

調布市立杉森小学校 学校いじめ防止対策基本方針 概要版

①まず「いじめ」とは？



昔は、1人をみんなで攻撃したらいじめだったわ。



別にお金を取られたり、暴力を振るわれたりしている訳じゃない。いじめまでは言い過ぎだよ。

今は、いじめられた側の人がいやだと思えばいじめになります。(平成 25 年いじめ防止対策推進法)

②本校の 1 年間のいじめ件数

令和7年度 **90** 件【全校児童数651名】

全児童の7.2 %

多いと思いますか？少ないと思いますか？

「いじめはどんなことがあっても絶対にしてはいけない！」と、強い認識を全教職員で共有し、いじめの未然防止、早期発見、発生時の迅速な対応に取り組んでいます。杉森の子どもたちが安心して生活できるように教職員一同努めています。

③学校はどのようにするのか？

未然防止と早期発見

未然防止として行うこと

- ・毎月
学校いじめ防止対策委員会
生活指導部会
特別支援校内委員会
- ・毎週
生活指導夕会

情報共有・事前指導

早期発見のため

- ・毎月のアンケート実施
- ・スクールカウンセラーによる全員面接【5年生】
- ・教科担任制の学年ローテーションにより、児童が、どの先生でも相談しやすい環境づくり。
- ・教科担任時の発見

④いじめがあったらどうするのか？

実態把握→解決に向けた方針の決定→対象児童への支援といじめを行った児童への指導

それ以外にも対象児童・いじめを行った児童の保護者への連絡や学級への指導をします

ただし、**児童の生命・身体・財産に重大な被害**が生じるような内容のものは**重篤**なものとして扱い、**警察への通報や教育委員会との連携の基、弁護士や保護司会、多摩児童相談所にも相談・通報・通告**します。

⑤保護者の人にぜひ知っておいてほしいこと

- ・いじめはどの子にも起こることで加害者にも被害者にもなる。(昔のいじめの概念ではなくなっている)
- ・現代の子はちょっとしたことで心が折れてしまうので、日頃の様子も手は放しても目は放さない。
- ・いじめの解消は最低でも3か月経過してから。(すぐに解決とは言えない。)